

慶應義塾大学経済研究所 Discussion Paper シリーズの投稿規程

平成 25 年 7 月 1 日制定

平成 26 年 11 月 15 日改定

平成 27 年 5 月 20 日改定

平成 28 年 4 月 15 日改定

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾大学経済研究所 (Institute for Economic Studies: IES) が設置する、KEIO-IES Discussion Paper シリーズへの投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 IES では、慶應義塾大学における研究成果の発信の手段の一つとして、KEIO-IES Discussion Paper シリーズ(以下 DP という)を設置する。

(投稿資格)

第3条 1. 次の各号のいずれかに該当する執筆者・論文は、DP への投稿資格を満たすものとする。

(1) 慶應義塾大学の常勤教員(有期・無期を問わない)が執筆した経済学の研究論文。もしくは前記該当者と非該当者が共同執筆した論文。

(2) 慶應義塾大学の常勤以外の教員、研究員、大学院生が執筆した経済学の研究論文。もしくは前記該当者と非該当者が共同執筆した論文。

(3) 慶應義塾大学主催あるいは共催のコンファレンス・シンポジウムで発表された経済学の研究論文。

(4) 慶應義塾大学の研究助成事業、もしくは慶應義塾大学が実施したその他の事業で執筆された経済学の研究論文。

(5) 慶應義塾大学経済研究所に登録された研究プロジェクトの共同研究者が執筆した経済学の研究論文。

2. 第1項の投稿資格を満たす場合、他の Working Paper や Discussion Paper にすでに収録された論文であっても、重複して投稿することができる。また、すでに DP として掲載された論文の翻訳も投稿することができる。

(投稿)

第4条 1. 第3条の投稿資格を満たす場合、投稿者は PDF ファイルで論文を投稿することとする。

2. 投稿論文が第3条第1項にある投稿資格の(2)から(5)のいずれかに該当する場合には、その旨を保証する慶應義塾大学専任教員の推薦状を添えるものとする。

3. 投稿者は、IES のホームページ上にある投稿申し込みのための必要事項について、ウェブから、あるいはメールにて、すべて項目を IES 事務局に知らせることとする。

4. 論文のスタイル(ページ数、フォント、フォーマット、リファレンス等)については、自由とする。

(採否の決定)

第5条 投稿された論文は、IES 運営委員会が DP への採否を決定し、事務局を通じて通知する。

(採否の基準)

第6条 IES 運営委員会は、次の各号の基準に従い、論文の採否を決定する。

- (1) 英語または日本語で書かれた未公刊論文であること。ただし、第3条第2項にある Working Paper や Discussion Paper は、公刊論文とはみなさない。
- (2) 学術論文として出版可能な体裁を有していること。
- (3) 少なくとも1つの JEL コードに該当する経済学分野の論文であること。
- (4) 必要な論文関連事項がすべて誤りなく IES 事務局に伝えられていること。
- (5) 反社会的な内容、特定政党支持や、利益相反とみなし得る内容を含まないこと。

(ウェブサイト等への掲載)

第7条 1. DP へ採用された論文は、IES のウェブサイトに掲載される。

2. DP へ採用された論文は、必要に応じ、IES が発行するメールマガジン等の媒体を通じて、その発行が一般に周知される。

3. DP へ採用された英語論文は、原則として RePEC Archives にも掲載される。

(著作権)

第8条 特に明記していない限り、DP の論文の著作権は執筆者にある。

(改定)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、IES 運営委員会の決議により改定することができる。

附則

この改定は平成 28 (2016) 年 4 月 15 日より施行する。